

## 医療費が高額になったとき（70歳以上の方）

高額な自己負担を避けるために「**限度額適用認定証**」というものがあります。

「**限度額適用認定証**」を**資格確認書**と併せて医療機関等の窓口（※1）に提示すると、高額な自己負担をすることなく、1ヶ月の窓口でのお支払いが、入院・外来とも自己負担**限度額**まで（※2）となります。認定証の発行期日は申請月の1日となります。

所得区分が「現役並み所得者Ⅲ」・「一般」の方は資格確認書を医療機関等の窓口で提示すると、所得区分が確認できる為、限度額認定証の交付申請は不要です。

※1 保険医療機関（入院・外来別）、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。

※2 保険外負担分（差額ベッド代など）や、入院時の食事負担額等は対象外となります。

### 限度額適用認定証の交付手続きに必要なもの

1. 資格確認書
2. 認め印
3. マイナンバーの番号  
(代理の方が窓口で申請される場合は窓口に来る方の運転免許証等)

### 【高額療養費の払い戻し申請について】

- ・ 限度額適用認定証を使用しても、下記のような場合、**高額療養費の申請**をしていた  
　　ことで、払い戻しがある場合があります。
  - ①一人の方が複数の医療機関等で受診した場合
  - ②世帯で複数の方が医療機関等で受診した場合（福智町国保加入者に限る）  
　　（70歳以上の方と70歳未満の方が同じ国保加入世帯にいる場合、70歳未満の方の  
　　自己負担額が一つの医療機関で**21,000円**以上の場合合算対象になります。）
  - ③4回目以降で限度額の差額が発生している場合

### 高額療養費払い戻し申請手続きに必要なもの

1. 資格確認書
2. 認め印
3. マイナンバーカード
4. 世帯主様名義の通帳
5. 医療機関で支払った領収証

- ※ 診療を受けた月の翌月1日から2年を経過すると時効になり、支給されなくなりますので  
　　ご注意ください。
- ※ 支給までには、診療月から少なくとも3ヶ月以上かかりますのでご了承ください。  
　　【申請後、レセプト（医療機関から国民健康保険へ提出する診療報酬の請求書）の  
　　確定後に行われる為】
- ※ 高額療養費の払い戻しが該当になる場合のみ、後日通知を送付します。



**マイナ保険証**を利用すれば、事前の手続きなく、  
高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。  
「**限度額適用認定証**」の事前申請は不要となりますので、  
**マイナ保険証**をぜひご利用ください。

| 所得区分                               |                    | 外来(個人単位)                                                     | 外来+入院(世帯単位)                     |
|------------------------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 現役並み<br>所得者                        | Ⅲ【課税所得 690 万円以上の方】 | 252,600 円+<br>(医療費※1 - 842,000 円)×1%<br>【※2 多数回該当 140,100 円】 |                                 |
|                                    | Ⅱ【課税所得 380 万円以上の方】 | 167,400 円+<br>(医療費※1 - 558,000 円)×1%<br>【※2 多数回該当 93,000 円】  |                                 |
|                                    | Ⅰ【課税所得 145 万円以上の方】 | 80,100 円+<br>(医療費※1 - 267,000 円)×1%<br>【※2 多数回該当 44,400 円】   |                                 |
| 一般                                 |                    | 18,000 円<br>【年間上限額 144,000 円】                                | 57,600 円<br>【※2 多数回該当 44,400 円】 |
| 区分Ⅱ<br>【住民税非課税世帯】                  |                    | 8,000 円                                                      | 24,600 円                        |
| 区分Ⅰ<br>【住民税非課税世帯で<br>年金収入 80 万円以下】 |                    | 8,000 円                                                      | 15,000 円                        |

※1 医療費とは保険適用される診察費用の総額（10 割）です。

※2 過去 12 ヶ月以内に同じ世帯での支給が 4 回以上あった場合、4 回目以降は限度額が変更になります。

### 【入院時食事代について】

入院した時は、診療や薬にかかる費用とは別に、食事代の一部を負担します。  
残りの費用は国保が負担します。負担額については、下記をご参照ください。

| 所得区分                           |                    | (1 食あたり) |
|--------------------------------|--------------------|----------|
| 令和 7 年 4 月～                    |                    |          |
| 現役並み所得者・一般                     |                    | 510 円    |
| 区分Ⅱ<br>【住民税非課税世帯】              | 過去 1 年間の入院が 90 日以内 | 240 円    |
|                                | 過去 1 年間の入院が 90 日以上 | 190 円    |
| 区分Ⅰ<br>【住民税非課税世帯で年金収入 80 万円以下】 |                    | 110 円    |

お問い合わせ先

福智町役場 保険健康課 保険医療係 0947-22-7763 【直通】